

●香川県告示第160号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成28年4月15日

香川県知事 浜 田 恵 造

指定年月日	名 称	所 在 地
平成27年11月1日	藤村歯科医院	観音寺市大野原町大野原1356番地1
平成28年2月1日	あずき調剤薬局池田店	小豆郡小豆島町池田2001番地1
平成28年2月10日	たに歯科クリニック	さぬき市志度4127番地
平成28年3月1日	医療法人社団春熙堂医院	さぬき市昭和1005番地5
平成28年3月1日	やまじ呼吸器内科クリニック	観音寺市大野原町大野原4112番地1
平成28年3月1日	医療法人社団露弘会おとな こども歯科クリニック	三豊市高瀬町上勝間1666番地1
平成28年3月1日	おざき薬局坂出店	坂出市谷町1丁目4番21号
平成28年3月1日	スター薬局大野原店	観音寺市大野原町大野原4113番地1